

藤信会自治会会則

令和6年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は地域自治会であり藤信会（以下「本会」という）と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は府営吹田藤白台住宅4棟・5棟に常住する住民をもって組織し加入単位は世帯とする。

- 1) 入会及び退会しようとする者は会長に対し届け出を行う事とする。
- 2) 入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3) 会員が次の各号に該当する場合には退会したもとのする。
 - I) 第2条に定める区域内に住居を有しなくなった場合
 - II) 本人より所定の退会届が会長に提出された場合
 - III) 会員が死亡しまたは失踪勧告を受けた場合
 - IV) 会費および共益費を6ヶ月以上滞納した場合
(第27条5項：ただし役員会が猶予認定した者を除く)

(事務所の場所)

第3条 本会の主たる事務所は本会会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(年度)

第5条 本会の事業および会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(会則の種類)

第6条 本会は以下の会則に則り運営される。

- 1) 自治会会則は総会においてのみ変更する事が出来る。
- 2) 運営の実務に関しては別途自治会運営会則（以下運営会則）を定め役員会（23条8項）の審議にて変更する事が出来る。
- 3) 7条9項に定める営利事業（藤信会事業部）は運営会則に規定する。

第2章 目的および事業

(事業)

第7条 本会は第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 会員相互の扶助・親睦に関すること
- 2) 掲示板・配布物等による住民相互の連絡
- 3) 美化・清掃等棟周りおよび周辺環境の整備
- 4) 防災、減災に関すること
- 5) 地域の福祉に関すること
- 6) 集会所施設の有効利用および維持管理
- 7) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関すること
- 8) 諸団体との連絡調整に関すること（藤白台連合自治会を含む）
- 9) 会員負担軽減の為に副収入となる営利事業
- 10) 9) に記す営利事業部門として運営する藤信会事業部の統括

第3章 役員

（役員の種類別）

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 1名 |
| 3) 会計 | 1名 |
| 4) 書記 | 1名 |
| 5) 防犯 | 1名 |
| 6) 普通役員（各階段役員） | 13名（他役員との兼務状況により人数は可変） |
| 7) 顧問 | 1名 |
| 8) 監事 | 2名 |

（役員を選任）

第9条 役員は総会において選任する。

（役員職務）

- 第10条
- 1) 会長は本会を代表し会務を統括する。また、会員・役員の見解を取りまとめ、団体（管理センターを含む）との渉外にあたる。
ただし、運営会則に記す会員相互間に発生する個別的諸問題については本会を含め分掌より除外する。（運営会則：除外規定）
 - 2) 副会長は会長を補佐し会長がその職務を行えない状態となった場合、ただちにその職務を引継ぎ代行する。
 - 3) 会計は本会の出納事務を処理し会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。監事もしくは会員からの情報開示要求があった場合は速やかに情報の開示を行う義務を負う。情報開示時は原則他4役が同席の上で行われる事とする。
 - 4) 書記は定例会の議事録（またはそれに準じる物）の作成を行う。定例会にかかわらず、自治会として渉外を行った記録の必要な事由については、同等の書類として次年度へ引き継げるよう書面として残すよう努力する。また、会の内外への連絡、広報などを行う。やむを得ない場合、会長・副会長・会計のいずれかが兼務できる。
 - 5) 防犯は当該自治区の防犯連絡協議会の会員となり地域防犯に寄与する。

- 6) 普通役員(各階段役員)は運営会則の選出規定に従い各階段毎に1名選出される。普通役員はそのフロアを取りまとめると共に年間を通じて会費の集金にあたる。
- 7) 顧問は本会の継続性を担保する為、原則前会長が就く事とする。相談役として役員を支え、運営自体(役員分掌)には関わらず過去の事例等を踏まえアドバイスする立場とする。(役員会多数決時1票を持たない)
- 8) 監事は会計事務および会の運営を監査する。その独立性を保つため他の役員を兼務することはできない。不正の事実を発見した時は総会に報告する義務を負う。また、これを報告するため必要があると判断した場合は総会の招集を直接会員に請求する権限を持つ。定例役員会への出席義務はない。ただし参加は自由。役員会多数決時1票を持たない。本会の運営に対する理解が必要な役職にて前副会長、前会計、前書記の中より任命する事が望ましい。
- 9) 会長、副会長、会計、書記は4役と呼称する。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は1年とする。(ただし会計以外の役員については再選を妨げない) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。ただし引越等避けられない事情により役員が欠ける場合はその欠損期間を他の役員が代行する。
(運営会則：役員引継規定参照)

第4章 総会

(総会の種類と構成)

- 第12条
- 1) 総会は本会の最高議決機関であり定期総会・臨時総会・特別総会とする。
 - 2) 定期総会は毎年4月に開催する。
 - 3) 臨時総会は以下の場合招集する。
 - i) 会長が必要と認めるとき
 - ii) 役員会において総会開催の決議があったとき
 - iii) 全会員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき
 - 4) 特別総会は監事が運営および会計に疑義が生じた場合、これを報告するため開催が必要と判断したとき(会長他役員承認無しに単独で招集可能)

(総会の招集)

- 第13条
- 1) 定期総会・臨時総会は会長が招集する。
 - 2) 特別総会は監事が招集する。
 - 3) 総会を招集するときは全会員に対し会議の目的およびその内容並びに場所を示して開会の14日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

- 第14条 定期総会は会長が議長となり、次に掲げる議案の全部または一部を審議し議決する。(下記1～3項は必須)

- 1) 活動報告・活動計画に関する事項（必須）
- 2) 決算・予算に関する事項（必須）
- 3) 役員を選任に関する事項（必須）
- 4) 会則の改廃に関する事項
- 5) その他の重要事項

第15条 臨時総会は会長が議長となり、次に掲げる議案の全部もしくは一部を審議し議決する。

- 1) 会則の改廃に関する事項（会費改定を含む）
- 2) その他の重要事項

第16条 特別総会は監事が議長となり、次に掲げる議案の全部または一部を審議し議決する。（状況により書面総会も可能）

- 1) 運営状況に対する疑義もしくは不正の事由報告
- 2) 会計事務に対する疑義もしくは不正の事由報告
- 3) 上記1または2に付随する役員の罷免請求
- 4) 役員罷免時の新役員または仮役員の選出

（総会の定足数）

第17条 総会は会員の過半数の出席をもって成立とする。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は委任状の提出により出席者とみなす。
（委任者の氏名・受任者の指名記載が無いものを除く）

（総会の議決）

第18条 総会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

（総会の議事録）

第19条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時および場所
- 2) 会員の現在数および出席者数（委任状を提出した会員も含む）
- 3) 開催目的、審議事項および議決事項
- 4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 5) 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会)

第20条 本会の中に役員会を置く。

(役員会の種別・構成)

第21条 役員会は定例役員会・臨時役員会・4役会とし、自治会運営の中心的役割を担うものとする。

- 1) 定例役員会・臨時役員会は8条のうち監事を除く者で構成する
- 2) 4役会は会長・副会長・会計・書記にて構成する

(役員会の開催)

第22条 1) 定例役員会は集会所にて原則月1回開催する。
2) 臨時役員会は必要に応じて会長が招集する。
3) 4役会は必要に応じて会長が招集する。

(役員会の運営)

第23条 1) 連合自治会・防犯協議会等他組織での連絡事項を役員に報告
2) 活動計画案の具体的執行に対する意見のとりまとめ
3) 活動・運営に対する役割分担の取り決め
4) 会費入金状況の報告
5) 予算執行状態の報告
6) 活動計画外個別案件に対する聴取および意見交換
7) 活動計画外個別案件の支出に対する予備費からの拠出に関する審議
8) 自治会運営会則の改善および変更時の審議
(運営会則の審議に当たっては3分の2以上の賛成にて可決とする)

(役員会の議事録)

第24条 各役員会においては必ず議事録（もしくはそれに準じる物）を残し、次期役員に引き継ぐ事。（日時・参加者・議事録作成者が分かる資料を残す）

(役員会の罷免権)

第25条 役員は役員会において役員の3分の2以上の同意を得た上で、4役の一部もしくはすべてに対し罷免決議を行う事が出来る。罷免決議を行い、4役の内罷免相当と議決された者が出た場合は、役員会がその旨を監事に報告し、幹事は監事の権限にて総会を開催し、当該者の罷免決議を動議として総会を開催しなければならない。(第12条4項)

第6章 会計

(収入)

- 第26条 会費、共益費、寄付金、藤信会事業部からの振替金、及びその他の収入をもってこれにあてる。各収入は一般会計に組み入れて一元的に使う。
※藤信会事業部の資産は余剰金を年1回一般会計へ振替処理して組み入れる。

(会費)

- 第27条 会員（1世帯）の会費（共益費を含む）は月額500円とする。

- 1) 徴収方法は運営会則にて制定する。
- 2) 会員の都合により複数月分の徴収も可能とする。
- 3) 転入による新規会員の徴収は転居日の翌月より発生する。（月単位）
- 4) 退去等による退会の場合で、過納金がある場合は、本人の申し出により、退去日の翌月以降未経過徴収分に限り返納する。申し出の受理は事由の発生日より1ヶ月以内とする。
- 5) 個別の会費未納については役員会の認定により猶予する事ができる。
（入院時等を想定）

(支出)

- 第28条 本会の支出は総会で議決された予算案にもとづき行う。

- 1) 予算案に基づく1万円以上の支出に関しては役員会にて審議後支出する。
- 2) 1領収書1万円以下の小口支出（消耗品費等）に関しては4役会にて承認の後、役員会へ事後報告を行う。
- 3) 予算案以外での支出は本会の目的の範囲内で役員会にて審議を行い3分の2以上の賛成を得て予備費より支出する事が出来る。
- 4) 慶弔費については運営会則にて制定する。
- 5) 全役員はすべての支出について直近の役員会にて報告する義務を負う。

(会計および資産帳簿の整備)

- 第29条 会の収入支出および資産を明らかにするため会計および資産に関する帳簿を整備し、監事もしくは会員が帳簿の閲覧を請求した場合速やかに開示する。開示時は10条3項に従い原則4役立ち会いにて開示を行う。

第7章 会計監査

(監査と報告)

第30条 監事は随時、運営状況および会計の監査を行うことができる。

第31条 監事は会計年度終了後に会計監査を行い総会にて報告する。
会計監査は以下の書類にて行う。

- ・収支決算報告書
- ・会費（共益費を含む）入金台帳
- ・通帳
- ・領収書
- ・物品資産
- ・その他関係書類（監査に必要と思われるもの）

第8章 雑則

(個人情報の取り扱い)

第32条 本会が自治会活動を推進する為に必要とする、個人情報の取得、利用、提供および管理については、利用目的の範囲内で適切に運用されなければならない。

第9章 附則

第33条 自治会会則は、令和6年4月1日から施行する。

自治会会則

2023年度 総会決定
(策定：***年度 役員会)

制定日 2023年10月15日

施行日 2024年 4月 1日

改訂内容

改訂日 _____)
(改訂者：会長 _____)